

## Go To Eat 食事券事業（北海道） 登録事業者の皆様へ

国は、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言を受け、都道府県に対し「食事券販売の一時停止」や「食事券の利用を控える旨を利用者へ呼び掛けること」など地域の感染状況を踏まえた対策を検討し、国に要請するよう依頼しました。

国は北海道の要請を受け、北海道における食事券事業に、以下の緊急措置を講じることとしましたのでお知らせ致します。

**1. 緊急措置の期間：11月30日（月）～12月15日（火）**

**2. 食事券販売の一時停止（対象：全道）**

**3. 食事券の利用を控えるよう利用者への呼び掛け（対象：札幌市内）**

※但し、注文・待機時の密を避ける配慮をした上でのテイクアウト・デリバリー利用は、呼び掛けの対象外です。

※利用者への「呼び掛け」であり、登録店における食事券利用を制限するものではありません。

**4. 札幌市内の登録店は、上記期間中、下記ページをプリントし店内に掲示する等、食事券の利用を控える呼び掛けにご協力願います。**

11/21（土）からの利用人数制限に続く緊急措置となり、登録事業者・店舗の皆様には大変ご迷惑をおかけ致しますが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# ご来店のお客さまへ

(ご協力のお願い)

札幌市においては、  
感染拡大の状況を踏まえ、  
Go To Eat キャンペーンにより  
既に販売された食事券の利用を、  
極力控えていただくよう  
ご理解とご協力を  
お願いしております。

期間

11/30 (月) ~ 12/15 (火)